

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成30年(2018年)6月18日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 6月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 6月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】受信設備を設置していながら契約を締結しないYに対しNHKが受信料の支払等を請求。放送法64条1項を合憲とし,契約の申込みに対する承諾の意思表示を命ずる判決の確定により契約が成立した場合,受信設備設置月以降の分の受信料債権が発生し,消滅時効は契約成立時から進行するとした(平成29年12月6日最高裁)

【2】Yは売買代金完済まで所有権を留保してAにスクラップを納入。Aの支払停止後納入したスクラップを引き上げて処分。Aの在庫に集合動産譲渡担保を設定していたXがYを提訴。売買代金完済が立証されたスクラップの処分行為につきYの不法行為が認定された(平成29年3月9日東京高裁)

【3】XはZの仲介でYから土地建物を購入し手付金を支払ったが,その後Xは土壌汚染を理由に売買契約を解約し手付金返還を請求。Yは反訴で違約金を請求。ZはXに対し仲介報酬の支払を請求。本判決はXの解約を有効としYの反訴を認めず,Zの請求の一部(約定報酬の約3割)を商法512条に基づき認容(平成29年8月31日名古屋高裁)

【4】親権者である母親Yが再婚し再婚相手が子供と養子縁組。非親権者の父親Xは和解で合意された子の養育費につき免除又は減額を求めた事案。原審判は養育費を1人当り月額約7000円としたためYが抗告したところ本判決は1人当り月額3万円に原判決を変更した(平成29年9月20日福岡高裁)

【5】XがYに養育費増額及び支払終期延長を求める調停を申立て,増額を認めるも延長は認めないとの審判がなされた後に子Aの大学進学を理由に学納金の分担と養育費の支払終期の延長等を求めた事案。Yが大学進学に反対していたとは認められないなど等として支払終期の延長を認容(平成29年11月9日東京高裁)

【6】X社が,保険会社Yらに対し保険契約者たる地位を有することの確認を求めた事案。YらはX社の代表取締役Aが反社会的勢力である暴力団組長Bと社会的に非難されるべき関係を有しているとして暴力団排除条項に基づいて当該各保険契約を解除したと主張し,解除の有効性が認められた(平成30年3月22日広島高裁岡山支部)

(商事法)

【7】A社が担保として提供していた株式を,銀行が担保権を実行して取得したことに,同社株を保有するXが,Xらの支配権を奪うためになされた権利の濫用,信義則違反で違法と主張した事案。本判決は担保権実行について不当な点はなく不法行為は成立しないとした(平成29年11月21日東京高裁)

(知的財産)

【8】特許を取消した異議決定の取消を求めた事案であって「本件発明が発明の詳細な説明の記載から課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かについての判断をも誤ってサポート要件違反を理由とする特許取消の判断を導いたもの」として異議決定を取消した(平成30年5月24日知財高裁)

【9】特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を却下した審決の取消訴訟であって,特許出願手続で代理人の追加選任がされた場合におけるそれ以前から選任されていた代理人に対する拒絶査定の謄本の送達の効力が争点となり,謄本の送達は有効として訴えを棄却した事例(平成30年5月30日知財高裁)

【10】「GODZILLA」(引用商標)の商標を有する原告は,被告の有する「GUZZILLA」の商標(荷役機械器具等を指定商品)の無効審判を請求し,不成立とされ訴訟を提起。本判決は,引用商標が周知著名で被告商標の使用は原告商品と誤信される恐れがあるとして請求を認容(平成30年6月12日知財高裁)

【11】本件商標(ベルト等を指定商品とする「TOP-SIDER」)の通常使用権者の関連会社への商品の販売・納付が,売買取引の実態を伴うものであり,従って要証期間内に本件商標を使用したと認め,不使用による商標取消請求が棄却された事例(平成30年6月13日知財高裁)

(刑事法)

【12】被告人はA,B,Cと共謀しDに暴行を加えて死亡させ,営利略取,逮捕監禁,強盗致死,死体遺棄等の罪で起訴された

。本判決は被告の暴行と死因との関係,関与の程度,遺族への損害賠償などを考慮し,無期懲役とした原判決を破棄し懲役28年に処した(平成30年4月18日知財高裁)

【13】被告人は被害者に暴行脅迫を加え金品を強奪しようとしたが抵抗されたため頭部を絞めて殺害,住居侵入・強盗殺人・死体損壊・死体遺棄により,原審で有罪に処された。弁護人が量刑不当等により控訴したが,被告人の発達障害は量刑に影響はないとして棄却された(平成30年4月25日東京高裁)

【14】難病治療を標榜する被告人は被害者である7歳男児(1型糖尿病)の両親に対し被害者に対するインスリン投与中止等を指示し,被害者を1型糖尿病に基づく衰弱により死亡させ,殺人罪で起訴された。原判決は被告人を有罪としたため被告側が控訴したが棄却された(平成30年4月26日東京高裁)

【15】人の顔や胸部等の画像データをオンライン・ストレージサービスに記憶蔵置させ同データを共有化する公開設定をしただけでは,不特定多数の者が認識できる状態とは認められず,私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律の陳列罪は不成立とされた(平成29年6月30日大阪高裁)

【16】勾留中の被告人Aの弁護人がAの母親から預かったA宛の手紙を差入れしようとしたが拘置所職員が差入れを拒否したためこれを違法として国に対し慰謝料等を求めた事案。本判決は請求を棄却した原判決を破棄し慰謝料10万円,弁護士費用1万円の限度で請求を認容(平成29年11月28日広島高裁)

【17】郵便局に保管中のXを受取人とする郵便物につき警察官が差押を執行。その際郵便局局長から差押許可状に記載されていない郵便物についても交付を受け差押を行ったため,Xは通信の秘密の侵害として精神的苦痛等を理由とする損害賠償請求を行い,同請求が認容された(平成29年11月29日大阪地裁)

(社会法)

【18】有期契約労働者と無期契約労働者との労働条件の相違が労働契約法20条に違反する場合であっても同条の効力により当該有期契約労働者の労働条件が比較の対象である無期契約労働者の労働条件と同一のものとなるものではない(平成30年6月1日最高裁)

【19】有期契約労働者が定年退職後に再雇用された者であることは,労働契約法20条にいう「その他の事情」として考慮されることとなる事情に当たる(平成30年6月1日最高裁)

【20】郵便局の時給制契約社員であった控訴人が残業代,葉書販売ノルマ不達成に基づく買取強要,勤務先における暴言暴行等に基づく慰謝料等を請求した事案。控訴審は第1審の一部慰謝料認定に加え特別休暇が認められない点も差別と判断し慰謝料の支払を命じた(平成30年5月24日福岡高裁)

【21】各種手当を時間外手当と定め正社員に採用した時点で試用期間より基本給を下げ各種手当を増やす賃金規程を持つYにおいて月労働時間が300時間超だった亡Aの相続人X1X2がYに時間外割増賃金等の支払を求めたところ,労基法所定の割増賃金のX1X2への支払を認めた事例(平成29年8月25日神戸地裁明石支部)

【22】大学教授Xは学校法人Y貸与のパソコンに女性との性交動画を保存していたことを就業規則違反として懲戒解雇されたため,その無効を主張した事案。動画の内容はXの私生活上の問題でありYの社会的名誉及び信用が侵害されてもいない等として懲戒権の濫用と判断(平成29年9月14日東京地裁)

【23】国立大学法人Yの助教Xは傷害致死罪で起訴され,起訴休職処分となり第一審で懲役8年を言渡され2年間の休職期間満了で分限解雇となったが,控訴審で暴行罪のみとなり罰金20万円が確定。XはYに解雇無効,雇用契約上の地位確認等を請求したが棄却された(平成29年9月25日大阪地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 最大判平成29年12月6日 判例時報2365号3頁

平成26年(オ)第1130号・同(受)第1440・1441号 受信契約締結承諾等請求事件(上告棄却) NHK受信料訴訟大法廷判決
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/281/087281_hanrei.pdf

日本放送協会(以下「NHK」)が、NHK放送を受信できる受信設備を設置していながら契約を締結していないYに対し、受信料の支払い等を求めた事案。(1)放送法64条1項の意義、(2)放送法64条1項の合憲性、(3)NHKの放送の受信についての契約の申込みに対する承諾の意思表示を命ずる判決の確定により同契約が成立した場合に発生する受信料債権の範囲、(4)NHKの放送の受信についての契約に基づき発生する、受信設備の設置の月以降の分の受信料債権の消滅時効の起算点が争点であったところ、最高裁大法廷は、次の通り判示した。

(1)放送法64条1項は、NHKの放送を受信することのできる受信設備を設置した者に対しその放送の受信についての契約の締結を強制する旨を定めた規定であり、NHKからの上記契約の申込みに対して上記の者が承諾をしない場合には、NHKがその者に対して承諾の意思表示を命ずる判決を求め、その判決の確定によって上記契約が成立する。

(2)放送法64条1項は、同法に定められたNHKの目的にかなう適正・公平な受信料徴収のために必要な内容の、NHKの放送の受信についての契約の締結を強制する旨を定めたものとして、憲法13条、21条、29条に違反しない。

(3)NHKの放送の受信についての契約を締結した者は受信設備の設置の月から定められた受信料を支払わなければならない旨の条項を含む上記契約の申込みに対する承諾の意思表示を命ずる判決の確定により同契約が成立した場合、同契約に基づき、受信設備の設置の月以降の分の受信料債権が発生する。

(4)NHKの放送の受信についての契約に基づき発生する、受信設備の設置の月以降の分の受信料債権(上記契約成立後に履行期が到来するものを除く。)の消滅時効は、上記契約成立時から進行する。

(2) 東京高判平成29年3月9日 金法2091号71頁

平成28年(ネ)第2611号 不当利得返還等請求控訴事件〔原判決変更・請求一部認容〕

Yは、Aとの間で、Aに対して継続・反復して電線屑等の金属スクラップを売却する取引を行い、Aが売買代金を完済するまで金属スクラップの所有権を留保する旨を合意していたところ、Aの支払停止に伴い、Aの工場内に保管されていた金属スクラップ等について動産引渡断行仮処分命令を得て、これに基づき上記スクラップ等を工場から引き上げて処分した。他方、Xは、Aに対する貸金債権を担保するため、Aが工場内で保管する在庫製品等に対して集合動産譲渡担保の設定を受け、その旨の登記を備えていた。本件は、Xが、上記スクラップ等につき、譲渡担保権者であるXと留保所有権者であるYとは対抗関係に立ち、所有権留保についての対抗要件を具備しないYは、譲渡担保について対抗要件を有するXに対抗できないから、Yによる上記スクラップ等の処分行為はXに対する不法行為を構成し、また、これにより利得を得たYはXとの関係で不当利得に当たる旨主張して、Yに対し、不法行為または不当利得に基づき、上記スクラップ等の価格に相当する5000万円及びこれに対する遅延損害金または民法704条前段所定の利息の支払を求めた事案である。原審はXの請求を棄却したところ、Xが控訴した。

本判決は、XがAに対する債権を担保するためにAの工場内で保管されている金属スクラップ等につき集合動産譲渡担保の設定を受けて動産譲渡登記を備えた後、上記スクラップ等について留保所有権を有する納入業者Yが留保所有権の実行として上記スクラップ等を引き上げて処分したことについて、Xにおいて売買代金の完済を主張立証したスクラップ等を除く部分については、その所有権がAに移転してはいないから、上記譲渡担保は効力を有せず、XはYに対して上記譲渡担保の効力を主張することはできないとして、売買代金の完済が立証された部分のスクラップ等177万7154円を処分した行為に限定して、YがXに対して不法行為に基づく損害賠償責任を負うことを認めた。

(3) 名古屋高判平成29年8月31日 判例タイムズ1447号108頁

平成29年(ネ)第301号、平成29年(ネ)第533号契約解約に基づく支払金返還本訴、違約金反訴、仲介報酬請求控訴事件、同附帯控訴事件(控訴棄却、上告、上告受理申立)

Xは、Zの仲介により、Yから土地建物を1億7000万円で購入し手付金1700万円を支払った。売買契約には、引渡前に土壤汚染が検出された場合にはXは白紙解約できる旨の特約があった。Xの費用負担により調査した結果、環境基準値の2倍を超えるヒ素が検出されたため、Xは特約に基づき売買契約を解約し1700万円の支払を求めた(本訴)。Yは、ヒ素は自然由来のもので人体に影響のない量であり、Xが予定している廃棄物処理の許認可に何ら影響しないので特約にいう土壤汚染に該当せず解約は無効とし、違約金の残額1700万円の支払いを求めた(反訴)。Zは、Xに対し、主位的に、解約は無効として媒介契約に基づき仲介報酬557万2800円の支払いを求め、予備的に、商法512条に基づき同額の支払いを求めた。本判決は、売買契約締結の過程で特約にいう土壤汚染が健康被害を招く場合に限られるとの説明や発言が一切なされていない、環境基準が土壤汚染の有無を判断するための重要な基準であることは明らかで

あるなどとし、特約にいう土壤汚染にあたるとしてXの解約は有効とし、Yの反訴を認めず、Zの予備的請求については、売買契約締結に至るまでのZの様々な活動を考慮した上で、売買契約の目的が達成されなかった場合にいかなる報酬も請求しない旨の特約もないとし、約定報酬額の約3割の170万円の限度で認めた。

(4) 福岡高裁決定平成29年9月20日 判例時報2366号25頁

平成29年(ラ)第136号 養育費(減額)審判に対する抗告事件(一部変更(確定))

親権者である母親Yが再婚し、再婚相手が子供と養子縁組したことから、非親権者である父親Xは、訴訟上の和解において合意された子の養育費についての免除又は減額を求めた事案。原審判は養育費を1人あたり月額約7000円とし、これに対し、Yが抗告した。

本決定では、養親らだけでは子について十分に扶養義務を履行することができないときは、非親権者である実親は、その不足分を補う養育費を支払う義務を負い、その額は生活保護法による保護の基準が一つの目安となるが、それだけでなく子の需要、非親権者の合理的に推認される意思等諸般の事情を総合的に勘案すべきとし、1人あたり月額3万円(育児休業期間中は4万円)として原審判を変更した。

(5) 東京高判平成29年11月9日 判例時報2364号40頁

平成29ラ1749号 養育費申立却下審判に対する抗告事件 変更・請求一部認容(確定)

本件は、XがYに対し、養育費増額及び支払終期延長(支払終期を子が22歳に達した後の最初の3月まで)を求める調停を申立て、増額(増額後の養育費1人あたり月額5万5000円)を認めるも延長は認めないとする審判がなされた半年後に、子AがC大学に進学したことを理由に、収入に応じた学納金の分担と養育費の支払終期の延長を求めた事案である。

。なお、XとYは、平成20年に確定した判決により、子A及びBの親権者をX、YがXに対し支払うべき養育費につき成年に達する日の属する月まで1人あたり月額5万円とする等定められて離婚し、その後、養育費減額調停等を成立させていた。

。原審は、Yは子Aが大学に進学することを承諾していたとは認められないとして却下した。抗告審である本決定は、子Aにつき成年に達した後も学納金及び生活費等を必要とする事情の変更が生じたとし、大学進学のための費用のうち通常の養育費に含まれている教育費を超えて必要となる費用は、養育費の支払義務者が当然に負担しなければならないものではなく、大学進学了解の有無、支払義務者の地位、学歴、収入等を考慮して負担義務の存否を判断すべきとし、Yに通常の養育費に加えAが進学する私立大学への学納金の支払義務を負わせるのは相当ではないとしたが、支払期間を大学卒業時である満22歳に達した最初の3月まで変更すべきかどうかは別異に考慮すべきであるとし、Yが子Aの私立大学進学を了解していなかったとしてもおよそ大学進学に反対していたとは認められないこと、Yは大学卒の高校教師であり年収900万円以上あること等から支払終期の延長を認めた。

(6) 広島高裁岡山支判平成30年3月22日 金法2090号70頁

平成29年(ネ)第170号 保険契約者地位確認請求控訴事件〔控訴棄却〕

本件は、X社が、保険会社Y1及びY2に対し、X社とYらとの間の各保険契約に基づき、保険契約者たる地位を有することの確認を求めた事案であるが、Yらは、上記各保険契約の被保険者であるX社の代表取締役Aが、反社会的勢力である暴力団組長Bと社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとして、上記各保険契約における暴力団排除条項に基づいて当該各保険契約を解除したと主張して争っている。

本判決は、上記各保険契約の暴力団排除条項は、保険金不正請求を招来する高い蓋然性がある場合に限り適用される規定であると限定解釈することはできず、当該各保険契約の保険契約者であるX社の代表取締役は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるから、Yらが同条項に基づいてした当該各保険契約の解除は有効であると判示した。

【商事法】

(7) 東京高判平成29年11月21日 金法2090号82頁

平成29年(ネ)第3502号 各株主権確認等請求控訴事件〔控訴棄却〕

株式会社A(吸収合併により消滅した会社)の株式を保有していた同社の創業者一族であるXらは、Y1銀行およびY4銀行に対し、貸付金の担保としてその保有する上記株式を提供していたところ、Y1銀行およびY4銀行が担保権を実行してこれを取得したことに関し、(1)主位的に、Y1銀行およびY4銀行は、Xらには十分な担保余力があり、緊急に債権回収をすべき必要性がなかったにもかかわらず、A社の混乱等に乗じて担保権を実行し、Xらの支配権を奪ったのであるから、本件担保権実行は権利の濫用または信義則違反であって無効であるなどと主張し、Yらに対し、XらがA社を吸収合併したY2社(旧商号株式会社B)株式を有する株主であることの確認を求めるとともに、(2)予備的に、Xらは、Yらが結託して違

法な本件担保権実行をし、A社株式を手放さざるを得なくなったことにより損害を被ったなどと主張して、Yらに対し、共同不法行為に基づき、本件担保権実行の際に基準とされた株価(1株当たり245円)と、XらがA社の適切な企業価値を表していると主張する第29期第一四半期の決算発表前日までの1年間の終値の単純平均値(504.23円)との差額259.23円にXらの保有株式数を乗じた額の一部を損害金として、これに対する遅延損害金と併せて、賠償を求めた。原審がXらの請求をいずれも棄却したところ、これを不服とするXらが控訴したのが本件である。

本判決は、原判決を一部補正するほか、基本的には同判決を引用し、本件担保権実行時点でのXらのY1銀行に対する債務総額は32億6359万3070円であったところ、Xらが担保に供していた資産の評価額は、株式が28億3565万1600円、不動産が3億4362万0008円であり、上記債務全額を担保するに足りないものであったこと、また、同時点のX1のY4銀行に対する債務は5030万0568円であるところ、Xらが担保に供していた資産の評価額は1億2240万円であり、十分な担保となっていたが、Y4銀行は、本件担保権実行後に実行対象とならなかった残余株式をX1に返還していることを認定し、Y1銀行およびY4銀行による本件担保権実行は、いずれも被担保債権の範囲内で行われた有効なものであると判示した。そして、Xらは、Yらの一連の行為は、Y1銀行およびY4銀行による債権回収を超えた経営権奪取という共通の目的のために行われたものであり、本件担保権実行は権利の濫用または信義則違反であるとして、(1)人事・経営への介入、(2)株主権行使の妨害、(3)株式処分の妨害、(4)弁済受領拒否の各事実を主張しているものの、本件担保権実行について何ら不当とすべき点がない以上、その余の点について判断するまでもなく、Xらに対する不法行為が成立するものともいえないと判示した。

【知的財産】

(8)知財高裁 平成30年5月24日

平成29年(行ケ)10129 特許取消決定取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/744/087744_hanrei.pdf

特許を取消した異議決定の取消しを求めた事案であって、「異議決定は、サポート要件の判断の前提となる課題の認定自体を誤り、その結果、本件発明が発明の詳細な説明の記載から課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かについての判断をも誤って、サポート要件違反を理由とする特許取消しの判断を導いたものである」として、異議決定を取消した事案。

被告は、発明が解決しようとする課題とは、出願時の技術水準に照らして未解決であった課題であるから、本件発明1の「コク、甘味、美味しさ等を有する米糖化物含有食品を提供すること」という課題は、本件出願時の技術水準を構成する米糖化物含有食品(具体的には、実施例1-1のライスマルク)に比べて、コク、甘味、美味しさ等を有する米糖化物含有食品を提供することであり、したがって、異議決定においては、本件発明1の課題について、「具体的には、実施例1-1のライスマルクに比べてコク(ミルク感)、甘味及び美味しさについて優位な差を有するものを提供すること」としたものである(したがって、異議決定の課題の認定に誤りはない)と主張する。

しかしながら、記載要件の適否は、特許請求の範囲と発明の詳細な説明の記載に関する問題であるから、その判断は、第一次的にはこれらの記載に基づいてなされるべきであり、課題の認定、抽出に関しても、上記のような例外的な事情がある場合でない限りは同様であるといえる。

したがって、出願時の技術水準等は、飽くまでその記載内容を理解するために補助的に参酌されるべき事項にすぎず、本来的には、課題を抽出するための事項として扱われるべきものではない。

これを本件発明に関していえば、異議決定も一旦は発明の詳細な説明の記載から、その課題を「コク、甘味、美味しさ等を有する米糖化物含有食品を提供すること」と認定したように、発明の詳細な説明から課題が明確に把握できるのであるから、あえて、「出願時の技術水準」に基づいて、課題を認定し直す(更に限定する)必要性は全くない(さらにいえば、異議決定が技術水準であるとした実施例1-1は、そもそも公知の組成物ではない。)。

したがって、異議決定が課題を「実施例1-1のライスマルクに比べてコク(ミルク感)、甘味及び美味しさについて有意な差を有するものを提供すること」と認定し直したことは、発明の詳細な説明から発明の課題が明確に読み取れるにもかかわらず、その記載を離れて(解決すべき水準を上げて)課題を再設定するものであり、相当でない。

(9)知財高裁 平成30年5月30日

平成29年(行ケ)10197 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/783/087783_hanrei.pdf

特許出願拒絶査定に対する不服審判請求を却下した審決の取消訴訟であって、特許出願手続において代理人の追加選任がされた場合におけるそれ以前から選任されていた代理人に対する拒絶査定の謄本の送達の効力が争点となったが、謄本の送達は有効であるとして訴えを棄却した事案。

(1)原告は、平成25年2月頃、A弁理士を、本願の代理人として選任した後、本願の代理人として、B弁理士外2名の弁理士を選任し、平成26年11月21日、特許庁長官に対し、その旨の代理人選任届を提出した。特許庁は、平成27年1月22日

付けで、本願につき、本件拒絶査定を行い、A弁理士に対し、同年2月17日、その謄本を発送し、当該謄本は、同弁理士に対して送達された。原告は、上記謄本の送達の後、A弁理士を解任し、B弁理士は、平成27年2月25日、原告の代理人として、特許庁長官に対し、A弁理士を解任した旨の代理人解任届を提出した。B弁理士は、平成29年3月10日、原告の代理人として、本件拒絶査定につき、本件審判請求をし、特許庁は、平成29年6月23日、「本件審判の請求を却下する。」との審決をした。

(2)上記(1)によると、本件拒絶査定がされ、その謄本が送達された時点では、原告の本願に係る代理人は、A弁理士、B弁理士であったところ、A弁理士に対し、本件拒絶査定の際の謄本の送達が行われたことが認められる。特許法12条は、手続をする者の代理人が二人以上あるときは、特許庁に対しては、各人が本人を代理すると定めていることからすると、A弁理士への本件拒絶査定の際の謄本の送達は、原告への送達として、適法なものであり、上記送達は有効である。

(3)原告は、特許出願手続においては、代理人の追加選任がされた場合には、新たな代理人に対し、書類の送付を行う実務運用がされてきたのであって、その実務運用には法規範性が認められ、特許庁長官が、その実務運用に反する名宛人及び場所に送達をした場合、当該送達には方式の瑕疵があり、適法な送達と認められない旨主張する。日本弁理士会の対庁協議事項集には、特許庁が、昭和54年4月1日以前において、特許出願につき、「代理人が追加受任された場合は、新たな代理人を筆頭の代理人とし、特許庁からの手続は、新たな代理人に対して行うが、筆頭代理人の変更を希望しない旨の申出があったときは、この限りでない。」との取扱いを行っていた旨記載されており、日本弁理士会の対庁協議事項集には、平成28年3月17日においても、同様の取扱いを行っていたことが記載されている。しかし、特許法12条は、代理人の個別代理を定めているから、特許庁が上記のような取扱いをしており、それが対庁協議事項集に記載されているからといって、新たな代理人以外の代理人に対する送達の効力を否定することはできないものと解される。特許庁の上記取扱いに法規範性を認めることはできず、原告の上記主張を採用することはできない。そして、上記の結論は、A弁理士に任務懈怠があったとしても、左右されるものではない。

(10)知財高判平成30年6月12日 裁判所HP

平成29年(行ケ)第10214号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/814/087814_hanrei.pdf

被告は、荷役機械器具、農業用機械器具等を指定商品(本件指定商品)とし、「GUZZILLA」の欧文字から成る商標(本件商標)の商標権者であったところ、原告は、引用商標として「GODZILLA」の文字から成る商標を引用し無効審判を請求したが、特許庁が不成立の審決をしたので、原告が審決の取消しを求めて訴訟を提起した事案。

原告の主な業務は、映画の制作等のほか、キャラクター商品等の企画・制作・販売等であり、多角化している。原告は、百社近くの企業に対し、引用商標の使用を許諾している。

特許庁における審決の理由は、要するに、本件商標は、これを本件指定商品に使用しても、その取引者等において、当該商品が、原告等の業務に係る商品であると誤信されるおそれはないから、商標法4条1項15号に該当しない、というものであった。

「混同を生じるおそれ」の有無を判断するに当たっての各事情について、取引の実情などに照らして考慮すれば、本件指定商品に含まれる専門的・職業的な分野において使用される機械器具と、原告の業務にかかる商品との関連性の程度は高くない。

しかし、本件商標と引用商標とは、称呼において相紛らわしいものであって、外観においても相紛らわしい点を含む。また、引用商標は周知著名であって、その独創性の程度も高い。さらに、原告の業務は多角化しており、本件指定商品に含まれる商品の中には、原告の業務に係る商品と比較した場合、用途等において一定の関連性を有するものが含まれる。加えて、これらの商品の取引者等と、原告の業務に係る商品の取引者等とは共通し、これらの取引者等は、商品の性能や品質のみではなく、商品に付された商標に表れる業務上の信用をも考慮して取引を行う。

そうすると、本件指定商品に含まれる商品の中には、本件商標を使用したときに、当該商品が原告等の業務に係る商品であると誤信されるおそれがあるものが含まれるといわざるを得ない。

なお、被告は、本件商標は、被告により、英単語「GUZZLE」と「GORILLA」とを組み合わせた造語であると主張する。

しかし、引用商標は、周知著名なものであって、怪獣の観念を生じさせるものであり、街や建造物を破壊するという力強いイメージを有するものである。本件指定商品に含まれる油圧式ジャッキ等は、比較的小型で、操作方法も比較的単純な器具であるから、その取引者等は、引用商標が有する力強いイメージに誘引されて、取引を行うことが十分に考えられる。一方、本件指定商品のうち油圧式ジャッキ等の取引者等において、本件商標が、英単語「GUZZLE」と「GORILLA」とを組み合わせたなどして独自に創作された造語で、引用商標と異なるということを認識した上で取引を行うことは、英単語「GUZZLE」が見慣れない英単語であることからすれば、考えにくいものである。

したがって、本件商標が被告により創作された造語であるとの被告の主張は、本件商標を本件指定商品に使用したときに、本件指定商品が原告の業務に係る商品であると誤信されるおそれがあるとの判断を左右するものではなく、本件商標は商標法4条1項15号に該当する、として原告の請求は認容された。

(11)知財高判平成30年6月13日 裁判所HP

平成29年(行ケ)第10228号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/816/087816_hanrei.pdf

被告は、ベルト等を指定商品とし、「TOP-SIDER」の欧文字を横書きして成る商標(本件商標)の商標権者であったところ、原告は、本件商標について、商標法50条1項所定の取消審判を請求したが、特許庁が不成立の審決をしたので、原告が審決の取消しを求めて訴訟を提起した事案。

認定事実によれば、本件商標の通常使用権者であるフィールドハウス社は、本件ベルトに、本件使用商標が表示された下げ札(本件下げ札)を付した上で、ヴァンチャケット社に対し、本件ベルトを販売、納品したことが認められる。そして、通常使用権者であるフィールドハウス社の上記行為は、商標法2条3項1号の商品に標章を付す行為及び同項2号の商品に標章を付したものの譲渡行為に該当するというべきである。

また、「Top-Sider」の欧文字を横書きして成る本件使用商標と「TOP-SIDER」の欧文字を横書きして成る本件商標とは、書体が異なり、一部の文字につき大文字と小文字の相違があるものの、構成文字は同一であり、同一の称呼を生ずるものであるから、社会通念上同一の商標であるものと認められる。

そうすると、通常使用権者であるフィールドハウス社は、要証期間内に、本件審判の請求に係る指定商品中の「ベルト」について、本件商標と社会通念上同一の商標である本件使用商標を使用(商標法2条3項1号、2号)したことが認められる。

原告は、フィールドハウス社のヴァンチャケット社に対する本件ベルトの譲渡行為は、関連会社間の単なる商品の移動であって、本件商標の登録の不使用取消しを免れる目的で、名目的に本件使用商標を使用する外観を呈する行為にすぎないから、商標法2条3項2号の使用に該当しない旨主張する。

しかしながら、両社は、別個の法人であって、両社間の本件使用商標を付した本件ベルトの販売、納品は、売買取引の実体を伴うものであり、関連会社間の単なる商品の移動ということとはできない。したがって、原告の上記主張は採用することができない、として原告の請求は棄却された。

【刑事法】

(12)東京高判平成30年4月18日最高裁HP

平成28年(ウ)1917営利略取,逮捕監禁,強盗致死,死体遺棄,拐取者身の代金取得被告事件(破棄自判)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/794/087794_hanrei.pdf

(事案)

被告人は、A、B及びCと共謀の上、Dを殴り、バッグに詰め込むなどの暴行を加えてDを逮捕し、車内に監禁し、さらにDの頭部等を殴り(以下「本件暴行」という。)、左側頭部陥没骨折に伴う急性硬膜下血腫等により死亡させた行為等により、営利略取、逮捕監禁、強盗致死、死体遺棄、拐取者身代金取得の罪で起訴された。

原審は、被告人はA及びBとともに首謀者といえる上、実行行為を自ら担当しつつ、主導的、中心的な役割を果たし、被告人による本件暴行が死亡の原因である可能性が非常に高いことなどに照らし、被告人を無期懲役に処した。

弁護人が控訴した。

(判旨)

本件暴行がDの死因となった可能性が極めて高いとはいえず、被告人とA、Bは対等な立場で関与し、同程度の分け前を得たものといえる上、Dの遺族に損害賠償金500万円を支払ったことをも考慮し、原判決は被棄し、被告人を懲役28年に処する。

(13)東京高判平成30年4月25日最高裁HP

平成29年(ウ)1848 住居侵入,強盗殺人,死体損壊,死体遺棄被告事件(控訴棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/770/087770_hanrei.pdf

(事案)

被告人は被害者方マンションに侵入し、被害者の頭部を押さえつけるなどの暴行脅迫を加え、金品を強奪使用したが、抵抗されたため、頭部を絞めて殺害した行為において住居侵入・強盗殺人・死体損壊・死体遺棄の罪で起訴され、原審において、有罪で処された。弁護人が量刑不当等により控訴した。

(判旨)

犯行は計画的であり、被害者が大声を出すのを防ぐために直ちに殺害したものであり、人を殺すことに対する罪悪感が乏しいといえ、その結果は極めて重大である。被告人に自閉スペクトラム障害の傾向があり、シゾイドパーソナリティ障害であることは本件の量刑に影響はない。

以上により、控訴を棄却する。

(14)東京高判平成30年4月26日最高裁HP

平成29年(う)750殺人被告事件(控訴棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/771/087771_hanrei.pdf

(事案)

難病治療を標榜する被告人は、被害者である7歳男児(1型糖尿病)の両親に対し、被害者に対するインスリン投与の中止等の指示に従うよう命じ、被害者を1型糖尿病に基づく衰弱により死亡させて殺害した行為により、殺人罪で起訴された。

原判決は被告人を有罪とした。

(判旨)

1 弁護人が類型証拠開示請求したのに、検察官が母親、父親らの供述録画記録媒体等を開示しないまま各証人尋問が実施された点は法令違反であるが、各証人尋問に先立ち、それぞれの供述録取書は開示されているから、証人尋問手続が反対尋問を経ていない場合と同視すべき程度の瑕疵があるとか、憲法37条2項に反対するとかいえず、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反があるとはいえない。

2 弁護人が類型証拠開示請求した死体検案書について、検察官が開示しなかった点は法令違反であるが、類型証拠開示請求に対し、死体検案書を除く複数の証拠が開示されており、解剖医に対する実際の反対尋問がそれらの内容を踏まえて行われたものであったことなどから、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反があるとはいえない。

3 母親に対する証人尋問の際、被告人の反対尋問において、裁判長が、被告人が母親に対し直接個別に質問させず、ビデオリンク方式の下、母親のいる別室との音声を切った状態で(母親には裁判長と被告人とのやり取りが聞こえない状態で)、被告人から全ての質問事項を包括的に聴き取った上で、その質問事項の趣旨を咀嚼して、被告人に代わって質問するという方法を取ったのは、母親がうつ状態でありしかも、被告人が裁判長の発言禁止命令を無視して退廷を命じられた経緯等に照らすと、被告人の反対尋問権の行使を違法に制約したものとはいえない。

以上により、控訴を棄却する。

(15)大阪高判平成29年6月30日 判例タイムズ1447号114頁

平成29年(う)第136号強要未遂、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律違反、わいせつ電磁的記録媒体陳列被告事件(原判決破棄、一部無罪、確定)

Xは、元交際相手Aの顔や露出した胸部等を映した複数の画像データを自宅PCからY社開設のオンライン・ストレージサービス(ボックス)に送信して記憶蔵置させ、同データを共有化する公開設定をした上で、A宛に、返信しなければ画像をばらまく旨及び公開用URL(公開設定により発行されるデータ参照用のURL)を記載した電子メールを送信し、返信を強要したが、Aは応じなかった。Xは強要未遂、画像被害防止法上の公然陳列及びわいせつ電磁的記録媒体陳列の各罪で起訴された。本判決は、ボックス内に保存したデータを公開設定した時点では公開用URLが発行されるにすぎず、第三者が閲覧し得る状態にするには、同URLを電子メールにて送信するなどして外部に明らかにするという別個の行為が必要となるところ、Xが上記ボックス内に上記データを記憶蔵置し公開設定をただけ、あるいは、公開用URLをAのみに送信しただけでは、いまだ上記データの内容を不特定又は多数の者が認識できる状態に置いたとは認められないとし、各公然陳列罪は成立しないと、原判決のうちこれらにつき有罪とした部分を破棄した。

(16)広島高判平成29年11月28日 判例時報2364号45頁

平成28(ネ)273号 損害賠償請求控訴事件 変更・請求一部認容(確定)

本件は、拘置所に勾留中の被告人Aの弁護人XがAに対し、Aの母親から預かったA宛の手紙を差し入れようとしたところ、拘置所職員が差し入れを拒否したため、差し入れ拒否は違法であるとして国賠法1条1項に基づき、Y(国)に対し、慰謝料50万円、弁護士費用10万円の支払を求めた事案である。

原審は、刑事収容法130条1項に基づく同規則80条2項1号は、被収容者が信書を受け取る方法は、郵便又は一般・特定信書便事業者による信書便による方法等により行くと定められているから、差し入れ拒否は違法ではないとして請求を棄却した。

本判決は、弁護人が取調請求予定の手紙を差し入れる場合は、刑事収容法上の物品に該当し、本件手紙を本件被告事件の情状証拠として請求する予定である旨のXの説明を疑うべき事情はないにもかかわらず、差し入れ拒否をしたのであるから、国賠法上の違法性を有し、少なくとも過失があったとし、それによりXはAとの約束を果たすことができず、一時的にせよAから弁護人としての誠実性等を疑われ、Aとの信頼関係の回復、維持に骨をあらなければならなかったことが認められるとして、拘置所職員の違法行為により弁護人としてのXが被った精神的苦痛は金銭によって慰謝される程度に達しているとして、慰謝料10万円、弁護士費用1万円の限度で請求を認容した。

(17)大阪地判平成29年11月29日 判例時報2366号29頁

平成28年(ワ)第86号,615号損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

Xを受取人とする郵便物2個が日本郵便株式会社Y1の郵便局で保管されていたところ,犯罪の証拠品の可能性があるとして警察官が,差押許可状を取得したが,その執行に際し,郵便局局長Y2から差押許可状に記載された郵便物とは異なる発信局からの郵便物についても交付を受け,差押えを行った。Xは,Xの通信の秘密を侵害したとして,大阪府に対し,国賠法1条1項,Y1及びY2に対しては不法行為に基づき精神的苦痛等の損害賠償請求を行った。

本判決は,差押許可状の呈示前に郵便物の情報を提供したことについては,警察官が強制捜査によらずにY2に当該情報の提供を求めたことは国賠法上違法,また,守秘義務の存在から不法行為にあたり,郵便物の差押えについては,Y2が差押目的物に該当しない郵便物を提出し,差押えさせたことは違法であるとし,警察官についても違法であると述べ,慰謝料として情報提供行為について2万円,郵便物の交付について3万円と算定して,合計5万円の損害賠償義務を認めた。

【社会法】

(18)最二判平成30年6月1日最高裁HP

平成28(受)2099,2100 未払賃金等支払請求事件(上告棄却,附带上告につき一部破棄差戻し,一部棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/784/087784_hanrei.pdf

(裁判要旨)

1 有期契約労働者と無期契約労働者との労働条件の相違が労働契約法20条に違反する場合であっても,同条の効力により当該有期契約労働者の労働条件が比較の対象である無期契約労働者の労働条件と同一のものとなるものではない。

2 労働契約法20条にいう「期間の定めがあることにより」とは,有期契約労働者と無期契約労働者との労働条件の相違が期間の定めの有無に関連して生じたものであることをいう。

3 労働契約法20条にいう「不合理と認められるもの」とは,有期契約労働者と無期契約労働者との労働条件の相違が不合理であると評価することができるものであることをいう。

4 乗務員のうち無期契約労働者に対して皆勤手当を支給する一方で有期契約労働者に対してこれを支給しないという労働条件の相違は,労働契約法20条にいう不合理と認められるものに当たるとされた事例。

(理由)

雇用者Yの乗務員については,契約社員と正社員の職務の内容は異なるから,出勤する者を確保することの必要性については,職務の内容によって両者の間に差異が生ずるものではない。また,上記の必要性は,当該労働者が将来転職や出向をする可能性や,Yの中核を担う人材として登用される可能性の有無といった事情により異なるとはいえない。そして,本件労働契約及び本件契約社員就業規則によれば,契約社員については,Yの業績と本人の勤務成績を考慮して昇給することがあるとされているが,昇給しないことが原則である上,皆勤の事実を考慮して昇給が行われたとの事情もうかがわれない。

(19)最二判平成30年6月1日最高裁HP

平成29(受)442 地位確認等請求事件(一部破棄自判・一部破棄差戻し,一部棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/785/087785_hanrei.pdf

(裁判要旨)

1 有期契約労働者が定年退職後に再雇用された者であることは,労働契約法20条にいう「その他の事情」として考慮されることとなる事情に当たる。

2 有期契約労働者と無期契約労働者との個々の賃金項目に係る労働条件の相違が不合理と認められるものであるか否かの判断については,両者の賃金の総額を比較することのみによるのではなく,当該賃金項目の趣旨を個別に考慮すべきである。

3 無期契約労働者に対して能率給及び職務給を支給する一方で有期契約労働者に対して能率給及び職務給を支給せずに歩合給を支給するという労働条件の相違が,労働契約法20条にいう不合理と認められるものに当たらないとされた事例。

(理由)

雇用者Yは,嘱託乗務員について,正社員と異なる賃金体系を採用するに当たり,職種に応じて額が定められる職務給を支給しない代わりに,基本賃金の額を定年退職時の基本給の水準以上とすることによって収入の安定に配慮するとともに,歩合給に係る係数を能率給よりも高く設定することによって労務の成果が賃金に反映されやすくなるように工夫しているということが出来る。そして,本件賃金につき基本賃金及び歩合給を合計した金額並びに本件試算賃金につき基本給,能率給及び職務給を合計した金額を嘱託乗務員ごとに計算すると,前者の金額は後者の金額

より少ないが、その差はX1につき約10%、X2につき約12%、X3につき約2%にとどまっている。さらに、嘱託乗務員は定年退職後に再雇用された者であり、一定の要件を満たせば老齢厚生年金の支給を受けることができる上、Yは、本件組合との団体交渉を経て、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給が開始されるまでの間、嘱託乗務員に対して2万円の調整給を支給することとしている。

(20)福岡高判平成30年5月24日 HP

平成29(ネ)615(原判決変更)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/790/087790_hanrei.pdf

郵便局の時給制契約社員であった控訴人(第1審原告)が、残業代、葉書販売ノルマ不達成に基づく買取強要に基づく慰謝料、勤務先における暴言暴行に基づく慰謝料、不合理な労働条件差別に基づく慰謝料等を請求した事案であり、第1審は、残業代の一部と、加害者が自認する限度での暴言暴行に基づく慰謝料請求を認容したが、控訴審は、これに加え、不合理な労働条件差別の問題についても、控訴人が掲げた十数項目のうち、時給制契約社員には特別休暇が一切認められない点について、不合理な差別と判断し、慰謝料の支払いを命じた。

(21)神戸地明石支部判平成29年8月25日 判例タイムズ1447号139頁

平成28年(ワ)第229号未払時間外労働手当等請求事件(一部認容、確定)

亡AはYにて恒常的に時間外労働をし、月の労働時間は300時間を超えていた。賃金規程では、各種の定額の手当を時間外労働手当としており、試用期間中の給与は300時間超勤務した月で基本給23万3314円、割増手当3万2667円であったところ、正社員になった時点で基本給13万円、定額の手当(調整手当等)の合計は12万円になり、その後増額され、2年目からは基本給を上回り、(死亡による)退職時の手当の合計は17万1500円であった。亡Aの相続人X1X2はYに対し、時間外割増賃金等の支払を求めた。本判決は、Yの賃金規程には各種手当を時間外手当と定め、給与明細上基本給と各種手当に区分されてはいるものの、正社員に採用した途端基本給を下げ各種手当を増やすという運用の不自然さや、基本給が試用期間やアルバイト社員当時よりも低く最低賃金も下回っている不自然さを指摘し、実質的には各種手当に基本給に相当する部分が含まれており同部分と他の部分を明確に区分できず、また、亡Aに対し給与の内訳・額の根拠について説明がされておらず、各種手当が全て時間外手当であるとの亡Aの認識及び同意があったとは認められないとし、割増賃金の支払とは認められないとして、労基法所定の割増賃金としてX1X2についてそれぞれ204万0152円の支払を認めた。

(22)東京地判平成29年9月14日 判例時報2366号39頁

平成28年(ワ)34555号地位確認等請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

学校法人であるYに雇用されていた大学教授XがYから貸与されていたパソコンの中に配偶者以外の複数の女性との性交の場면을撮影した動画を保存していたこと等が就業規則に違反する行為であるとして懲戒解雇され、これを無効であると主張した事件。

本判決は、懲戒解雇につき、本件動画を外付けハードディスクに入れて持ち歩き研究室内のパソコンにコピーして保存した行為が懲戒事由に該当することは認められたが、本件動画の内容はXの私生活上の領域の問題であって、研究室において本件動画を作成したものではなく、本件動画が外部に流出したことはなく実際にYの社会的名誉及び信用が侵害されたものではないこと、本件動画のデータの削除は容易であることなどに照らし、懲戒解雇は重きに失するものとして相当性を欠くとして、懲戒権を濫用したものとして無効となると判断した。

(23)大阪地判平成29年9月25日 判例タイムズ1447号129頁

平成27年(ワ)第8642号地位確認等請求事件(請求棄却、控訴)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/156/087156_hanrei.pdf

国立大学法人Yの助教Xは、傷害致死罪により起訴され、起訴休職処分となり、第一審で懲役8年の刑を言い渡され、2年間の休職期間満了により分限解雇となったが、控訴審で暴行罪のみとなり罰金20万円が確定した。XはYに対し、主的に、解雇無効、雇用契約上の地位確認及び賃金の支払を求め、予備的に、再雇用の合意違反による債務不履行に基づく損害賠償として賃金相当額の支払を求めた。本判決は、Yが法人化に伴い起訴休職期間の上限を2年間で規定したことは、それまでの就労条件とは異なる就業規則を初めて作成したもので、従前の就労条件を変更したのではなく労働契約法10条の適用場面ではない、起訴休職制度の目的は、労務の提供ができない労働者につき一定期間休職とすることで解雇を猶予し労働者を保護することにあり、就業規則で上限を設けることができ、財源の制約や多くの国立大学法人においても上限が2年間とされていることから、上限2年とすることは合理性が認められる(同法7条の「合理性な労働条件」に該当する)、第一審判決(懲役8年)によりその後も相当程度の期間勾留が継続し労務の提供ができないことが見込まれる状態にあったので、判決が未確定であったとしても就業規則の「雇用関係を維持しがたい場合」に該当する、Yが第一審判決破棄を予見できたとも認められないので、解雇には客観的に合理的な理由があり社会通念上の相当性もあるとし、また、再雇用の合意も認められないとして、請求

を棄却した。

【紹介済判例】

福岡高判平成28年9月5日 判例タイムズ1447号83頁

平成27年(行コ)第22号,平成27年(行コ)第46号教員採用決定取消処分取消,国家賠償請求控訴,同附帯控訴事件(控訴棄却,附帯控訴棄却,上告,上告受理申立)

法務速報202号2番にて紹介済み

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/345/086345_hanrei.pdf

大阪高判平成28年12月13日 判例時報2365号93頁

平成28年(ウ)第303号 危険運転致死傷被告事件(控訴棄却(上告))

法務速報199号16番で紹介済み。

知財高判平成29年6月8日 判例時報2364号63頁

平成28(行ケ)10147号 審決取消請求事件 認容(上告・上告受理申立て)

法務速報194号12番で紹介済

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/825/086825_hanrei.pdf

大阪地判平成29年8月30日 判例時報2364号58頁

平成29(ワ)1649号 損害賠償請求事件 一部認容,一部棄却(確定)

法務速報204号7番で紹介済

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/071/087071_hanrei.pdf

最判平成29年9月8日 判例時報2366号8頁

平成28年(行ヒ)第371号 障害補償費不支給決定取消等請求事件(破棄自判)

法務速報197番1号にて紹介済み

最二決平成29年10月4日 判例時報2364号17頁

平成29(行フ)2号 文書提出命令申立て却下決定に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件 抗告棄却

法務速報198号13番で紹介済

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/116/087116_hanrei.pdf

最三小決平成29年10月10日 金法2091号63頁

平成28年(許)第46号 債権差押命令申立て却下決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件〔破棄自判〕

法務速報198号14番で紹介済み。

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/129/087129_hanrei.pdf

最三決平成29年12月5日 判例時報2365号67頁

平成29年(許)第17号 子の引渡し仮処分命令申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

法務速報200号10番で紹介済み。

最三決平成29年12月12日 判例時報2365号70頁

平成28年(許)第43号 仲裁判断取消申立て棄却決定に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

法務速報201号16番で紹介済み。

(なお,この原決定も,法務速報184号9番で紹介済みであるところ,破棄差戻となりました。)

最三決平成29年12月12日 判例タイムズ1447号42頁

平成28年(許)第43号仲裁判断取消申立て棄却決定に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

法務速報201号16番にて紹介済み

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/306/087306_hanrei.pdf

最一判平成29年12月14日 判例タイムズ1447号67頁
平成29年(受)第675号建物明渡等請求事件(上告棄却)
法務速報200号9番にて紹介済み

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/304/087304_hanrei.pdf

最一小判平成29年12月14日 金法2090号50頁
平成29年(受)第675号 建物明渡等請求事件〔上告棄却〕
法務速報200号9番で紹介済み。

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/304/087304_hanrei.pdf

最一小判平成29年12月18日 金法2091号56頁
平成29年(受)第84号 総会決議無効確認等請求本訴,組合理事地位確認請求反訴事件〔破棄差戻〕
法務速報200号2番で紹介済み。

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/311/087311_hanrei.pdf

最三決平成29年12月19日 判例タイムズ1447号36頁
平成29年(許)第19号再生計画認可決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)
法務速報201号17番にて紹介済み

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/339/087339_hanrei.pdf

最一決平成29年12月25日 判例タイムズ1447号70頁
平成28年(あ)第137号殺人未遂幫助被告事件(上告棄却)
法務速報201号20番にて紹介済み

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/347/087347_hanrei.pdf

2. 平成30年(2018年)6月18日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 196 24

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律

・・・郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金の交付に関する規定の新設しこれに関する業務を独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の業務に追加すること,その名称を独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に改めること等を定めた法律。

・衆法 196 25

鉄道軌道整備法の一部を改正する法律

・・・鉄道事業者がその資力のみによっては災害復旧事業を施行することが著しく困難であると認めるときその他一定の要件に該当するときは,補助金を交付することができることを定めた法律。

・衆法 196 26

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律

・・・スポーツにおけるドーピング防止活動の推進に関する基本理念,国の責務,基本方針の策定その他の必要な事項等を定めた法律。

・衆法 196 27

平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律

・・・平成32年に開催される東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会及び平成31年に開催されるラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため電波法の特例等を定めた法律。

・衆法 196 28

スポーツ基本法の一部を改正する法律

・・・「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に,「公益財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本スポーツ協会」に,「財団法人日本障害者スポーツ協会」を「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」に,それぞれ名称を改めることを定めた法律。

・衆法 196 29

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律

・・・「体育の日」の名称を「スポーツの日」に改めることを定めた法律。

・衆法 196 34

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律

・・・海岸漂着物対策として,海岸漂着物等に我が国の沿岸海域において漂流し,又はその海底に存する漂流ごみ等を追加し,海域におけるマイクロプラスチックの抑制に関する基本理念・事業者の責務を定めた法律。

・参法 196 7

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

・・・障害者による文化芸術活動の推進に関する基本理念,基本計画の策定その他の基本となる事項等を定めた法律。

・参法 196 8

国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律

・・・国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本理念,国等の責務,基本計画の策定その他の国際文化交流の祭典の実施を推進するために必要な事項を定めた法律。

・参法 196 16

公職選挙法の一部を改正する法律

・・・参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について、一定の要件を満たす推薦団体又は確認団体のそれぞれ推薦候補者又は所属候補者は自ら政見を録音し又は録画することができることを定めた法律

・閣法 196 5

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律

・・・地域における若者の修学及び就業の促進、地域の活力の向上等についての内閣総理大臣による基本指針の策定、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度、当該事業に充てるための交付金制度の創設等を定めた法律。

・閣法 196 7

地域再生法の一部を改正する法律

・・・地域の活力の再生推進のため、地域来訪者等利便増進活動計画の作成、これに基づく交付金の交付、地方活力向上地域特定業務施設整備計画に基づく課税の特例の適用範囲の拡大等を定めた法律。

・閣法 196 18

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律

・・・公共施設等運営権者が地方自治法上の公の施設の指定管理者を兼ねる場合の利用料金に関する特例等の創設、内閣総理大臣に対する特定事業に係る支援措置の内容等の確認に係る制度の創設等を定めた法律。

・閣法 196 20

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律

・・・都道府県等による生活困窮者就労準備支援事業等の実施の努力義務化、その適切な実施に係る指針の公表、教育訓練施設に入学する被保護者に対する進学準備給付金の創設、児童扶養手当の支払回数増加等を定めた法律。

・閣法 196 26

文部科学省設置法の一部を改正する法律

・・・文化に関する基本的な政策の企画・立案・推進に関する事務等を文部科学省及び文化庁の所掌事務に追加すること、学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務を文化庁に移管すること等を定めた法律。

・閣法 196 27

気候変動適応法

・・・政府による気候変動への適応に関する計画の策定、環境大臣による気候変動による影響の評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施等を定めた法律。

・閣法 196 29

学校教育法等の一部を改正する法律

・・・児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えてその内容を記録した電磁的記録である教材を使用することができることとすること等を定めた法律。

・閣法 196 30

不正競争防止法等の一部を改正する法律

・・・事業者が相手方を限定して業として提供するデータを不正に取得する行為の差止め等を可能とすること、特許等の制度において権利者の意に反してデータ等が公開等された場合における発明等の新規性の要件の緩和、特許権侵害訴訟等におけるインカメラ手続の導入等を定めた法律。

・閣法 196 31

消費者契約法の一部を改正する法律

・・・事業者の行為により消費者が困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる類型として、社会生活上の経験が乏しい消費者の不安をあり、契約の目的となるものがその願望の実現に必要な旨を告げること等を追加すること等を定めた法律。

・閣法 196 32

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律

・・・海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進について、国土交通大臣による基本方針の策定、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構その他の法人に海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入に資する調査その他の業務を行わせること等を定めた法律。

・閣法 196 34

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律

・・・公的統計の効率的な作成及び調査票情報の活用を図るため、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる調査の範囲等の拡大、調査票情報の提供対象の拡大、独立行政法人統計センターの業務の追加等を定めた法律。

・閣法 196 35

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

・・・都道府県による文化財保存活用大綱の策定、市町村が作成する文化財保存活用地域計画・所有者等が作成する重要文化財保存活用計画等の文化庁長官による認定、これらの計画に基づく現状変更の許可等の特例等について定めた法律。

・閣法 196 38

森林経営管理法

・・・地域森林計画の対象とする森林について、市町村が経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で自ら経営管理を行いまたは経営管理実施権を民間事業者に設定すること等を定めた法律。

・閣法 196 39

独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律

・・・独立行政法人農林漁業信用基金の業務として森林経営管理法第46条の規定による支援業務の追加、同基金が行う債務の保証の対象者の拡大等を定めた法律。

・閣法 196 40

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律

・・・卸売市場に関して許認可制に代えて認定制を設ける等の規制の見直し、食品等に関して流通の合理化を計画的に図る事業に対する支援、取引の適正化のための調査等を定めた法律。

・閣法 196 44

建築基準法の一部を改正する法律

・・・合理的かつ実効的な建築規制制度の構築のため、木造建築物の耐火性能に係る制限の合理化、建築物の用途の制限に係る特例許可手続の簡素化、維持保全に関する計画等を作成すべき建築物の範囲の拡大等を定めた法律。

・閣法 196 49

土地改良法の一部を改正する法律

・・・最近における農業・農村をめぐる状況の変化に鑑み、土地改良区の准組合員及び施設管理准組合員たる資格、土地改良区の総代会の設置、土地改良区連合の設立に係る要件の緩和等を定めた法律。

・閣法 196 50

農薬取締法の一部を改正する法律

・・・農薬の規制に関する国際的動向等を踏まえ、再登録制度に代えて同一の有効成分を含む農薬について一括して定期的に安全性等の再評価を行う制度の導入、農薬の登録事項の追加等を定めた法律。

・閣法 196 51

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律

・・・複数の事業者が一体的に又は連携して行うエネルギーの使用の合理化の取組に関する認定制度の創設、これらの認定を受けた者に対する定期の報告等についての特例、エネルギーの使用の合理化に取り組むべき貨物の荷主の範囲拡大等を定めた法律。

・閣法 196 52

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法

・・・社所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索のため、国土交通大臣及び法務大臣による基本方針の策定、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供その他の特別の措置等を定めた法律。

・閣法 196 53

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律

・・・2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の締結に伴い、船舶の再資源化解体の適正な実施のため、船舶所有者に対する有害物質一覧表の作成等の義務付け、再資源化解体に係る許可の制度、当該許可を受けた解体業者による再資源化解体計画の作成、主務大臣による承認の制度の創設等を定めた法律。

・閣法 196 54

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

・・・地方公共団体等の提案等を踏まえ、国から地方公共団体又は都道府県から中核市への事務・権限の移譲を行うこと、地方公共団体に対する義務付けの緩和等を定めた法律。

・閣法 196 55

民法の一部を改正する法律

・・・社会経済情勢の変化に鑑み、成年となる年齢及び女の婚姻適齢をそれぞれ18歳とすること等を定めた法律。

・閣法 196 61

食品衛生法等の一部を改正する法律

・・・広域的な食中毒事案に対処するための広域連携協議会の設置、国際標準に即して事業者自らが重要工程管理等を行う衛生管理制度の導入、特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の届出制度の創設等を定めた法律。

・閣法 196 65

災害救助法の一部を改正する法律

・・・災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、内閣総理大臣の指定する救助実施市の長による救助の実施に係る制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

3.6月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

飛松純一/荒井正児/佐藤久文/阿南 剛 著 中央経済社 257頁 3,240円
訴訟弁護士入門 民事事件の受任から解決まで

宮崎裕二/著 プロGRESS 273頁 4,320円
共有不動産の33のキホンと77の重要裁判例 ヤッカイな共有不動産をめぐる法律トラブル解決法

裁判所書記官実務研究報告書 司法協会 593頁 7,560円
裁判所書記官実務研究報告書 家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究 家事調停事件及び別表第二審判事件を中心に

平田 厚/著 新日本法規 319頁 4,644円
判決例・審判例にみる 婚姻外関係 保護基準の判断 不当解消・財産分与・死亡解消等

古川和典/著 ぎょうせい 206頁 3,996円
新旧比較と留意点でわかる 表解 改正民法(債権関係)実務ハンドブック

4.6月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

消費者庁取引対策課/経済産業省商務サービスグループ消費経済企画室 編 商事法務 877頁 3,996円
平成28年版 特定商取引に関する法律の解説

西村あさひ法律事務所/編 商事法務 271頁 4,860円
エネルギー法実務要説

加藤新太郎/高瀬順久/出張智己 編 第一法規 546頁 5,184円
裁判官と弁護士で考える 保険裁判実務の重要論点

松山 遙/水野信次/野宮 拓/西本 強/小川尚史著 商事法務 460頁 5,940円
実効の子会社管理のすべて

太田 洋/濃川耕平/有吉尚哉/編著 商事法務 512頁 7,128円
社債ハンドブック

佐藤三郎/加藤文人/京野垂日/編著 きんざい 337頁 4,536円
弁護士会照会ハンドブック

深山雅也/監修 第二東京弁護士会倒産法研究会/編 慈学社出版 654頁 7,128円
破産手続書式集(新版)

5. 発刊書籍<解説>

「判決例・審判例にみる 婚姻外関係 保護基準の判断 不当解消・財産分与・死亡解消等」

婚姻外関係について,双方に婚姻意思があるが届出がない場合,一方には婚姻意思がない場合,双方とも婚姻意思がない等の場合に大きく分類し,慰謝料や財産分与等について様々な裁判例を数多く紹介している。当該分野に特化して裁判例が紹介されているため,同様の相談を取り扱う際に参考にできる本である。

「裁判官と弁護士で考える 保険裁判実務の重要論点」

保険契約に関する裁判について,判例を元にした設例毎に問題の所在や留意点などが解説されている。論点ごとに裁判例が紹介されており,訴訟追行で参考にすべき裁判例を学ぶことができる。裁判官,弁護士の視点から解説されているためバランスよく実務を学ぶことができる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。